

住居確保給付金 対象チェックリスト(※令和8年7月1日現在)

	項 目	チェック
1	離職等により経済的に困窮し、家賃の支払いが困難で住居喪失者又は住居喪失のおそれがある ※住居喪失のおそれ・・・現在家賃滞納している又は、現在滞納していなくても収入減によって将来的に家賃滞納が発生する可能性が高い	
2	申請日において、離職・自営業の廃業の日から2年以内(※)である または、やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少し、離職や廃業と同程度の状況である(フリーランスなど個人事業主も含む) (※)ただし、疾病、育児等やむを得ない事情で30日以上求職活動を行うことが難しかった場合は、その日数を2年に加算(最長4年)。	
3	ア)離職、自営業を廃業した方: 離職前、または収入を得る機会の減少時点では家計を最も支えている立場だった(離職前には主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む) イ)やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少し、離職や廃業と同程度の状況の方: 申請日に属している月において、その属する世帯の生計を主として維持している立場である	
4	申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が別表1の収入基準額以下である(収入には、公的給付を含む) ※公的給付・・・定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、仕送り等	
5	申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金及び現金の合計額が別表2の金額以下である	
6	誠実かつ熱心に求職活動等を行っている(またはこれから行う予定の方も含む)	
7	地方自治体等が実施する類似の給付等(生活保護・中国残留邦人等支援給付等)を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない	
8	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない	

別表1 ※収入基準額＝基準額＋家賃額(住宅扶助基準額を上限とする)

世帯人数	基準額	家賃(上限)額	収入基準額
1人	86,000 円	24,200 円	左記基準額＋家賃額
2人	124,000 円	29,000 円	
3人	147,000 円	31,500 円	
4人	175,000 円	31,500 円	
5人	209,000 円	31,500 円	
6人	242,000 円	34,000 円	
7人	275,000 円	38,000 円	

別表2 ※金融資産・・・預貯金及び現金をいう。負債がある場合は、金融資産と相殺はしない。

世帯人数	金融資産の上限額
1人	468,000 円
2人	690,000 円
3人	840,000 円
4人以上	1,000,000 円